

大学評価事業実施方針

平成12年7月18日
大学評価・学位授与機構
大学評価委員会

大学評価事業は、国立学校設置法第9条の4、国立学校設置法施行規則第52条の2から第52条の6、附則第6項及び大学評価・学位授与機構組織運営規則に基づき、以下のとおり実施するものとし、その実施にあたっては、「大学評価機関の創設について(報告)」(平成12年2月大学評価機関(仮称)創設準備委員会)の内容を踏まえるものとする。

1 評価の目的

評価結果を大学等(大学及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。)にフィードバックすることにより、各大学等の教育研究活動の改善に役立てるとともに、大学等の諸活動の状況や成果を社会に分かりやすく示すことにより、公共的な機関としての大学等に対する国民の理解と支持が得られるよう支援・促進する。

2 評価の区分

(1) 全学テーマ別評価

大学等における教育研究活動等について、全学的な課題をテーマとして設定し、各大学等を単位として評価する。

(2) 分野別教育評価

大学における教育活動等について、学問分野ごとに学部、研究科を単位として評価する。

(3) 分野別研究評価

大学等における研究活動等について、学問分野ごとに学部及び研究科、大学附属研究所、大学共同利用機関を単位として評価する。

3 対象機関

(1) 大学(短期大学を含む。)

(2) 大学共同利用機関

(注1) 当分の間、私立大学は対象外とする。

(注2) 短期大学については、具体的な評価の在り方を検討したうえで実施するものとする。

4 実施方法等

(1) 実施体制

大学評価委員会にテーマ別及び分野別の専門委員会を設置する。

(2) 実施方法

機構の示すフォーマットに基づき各大学等が行う自己評価や各大学等が実施している自己点検・評価報告書及び機構が独自に調査・収集する資料等に基づき、書面調査及び訪問調査またはヒアリングを実施する。

(3) 周期

全学テーマ別評価は毎年度、分野別教育評価及び分野別研究評価は5年周期を基本とする。

5 評価結果

(1) 評価区分ごとに、各評価項目ごとの評価と各評価項目を通じた総合的な評価の記述をもって行う。

(2) 評価結果の内容について、大学等に意見の申立の機会を設ける。

(3) 評価結果は、各大学等に通知するとともに公表する。